

お知らせ

発行／加茂市役所
〒959-1392 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号
TEL 0256-52-0080
FAX 0256-53-2729
ホームページ
<http://www.city.kamo.niigata.jp>
E-mail
kamo@city.kamo.niigata.jp
編集／総務課
印刷／(有)いとう印刷

ドイツ女子体操チームが北京オリンピックに先立ち、七月二十七日（日）から七月三十一日（木）まで、加茂市体操トレーニングセンターで練習することになりました。

選手七人、団長、コーチ等六人の総勢十三人でおいでになる予定です。

市民の皆様には、毎日午前の練習のみを午前九時頃から午前十一時頃まで見学されることができます。

ただし、初日の二十七日（日）は、午前十時頃、センターに到着し、十時半頃から正午近くまでの練習になるのではないかと思われます。なお、練習場の広さが限られておりますので、満員の場合には、入場を制限させていただくことがありますことを、あらかじめ御了承くださいますよう、お願ひ申し上げます。

また、悪質のカメラマンが横行しておりますため、許可を受けた報道関係者以外は、練習の写真撮影は、禁止となっていますので、御了承くださいますよう、お願ひ申し上げます。



体操トレーニングセンター

あるのは、日本では、加茂市の体操トレーニングセンターと、東京のナショナルトレーニングセンターの一ヵ所だけですので、八ヶ国が希望したことですが、日本体操協会がドイツの女子チームを選んだものでございます。

ドイツ女子体操チームが、加茂市のこの優れた施設で直前の練習を十分に行われ、北京オリンピックで好成績を挙げられることを、加茂市民の皆様と御一緒に御祈念いたしたいと存じます。



休日当番医

9:00~17:00

月 日	当 番 医	電 話 番 号
7 / 20 (日)	小池内科消化器科クリニック	☎ 53-3355
21 (月・祝)	吉田内科医院	☎ 57-7511
27 (日)	わたなべ医院	☎ 53-3850
8 / 3 (日)	中村医院	☎ 52-0095
10 (日)	小池医院	☎ 52-1038
15 (金)	うすき医院	☎ 52-1261
16 (土)	監物小児科医院	☎ 52-0800

文化会館ガイド

☎53-0842

自主事業

第26回舞踊まつりチケット発売中

日時 8月24日(日)午後1時開演

特別出演 市山七十梅寿 箏曲「万歳」

前売券 全席自由800円(当日900円)

チケットは文化会館、市民サービスセンター、参加団体にてお求めになれます。

～その他の事業～

白根・五泉・加茂合同バレエ発表会



日時 7月20日(日)午後2時開演

第1部 アンサンブル ジョワイユ

第2部 フェアリー リング 春 タンゴ

第3部 「くるみ割り人形より」クララの夢

特別ゲスト グリゴリー・バリノフ、アンダーシュ・

ハンマル(新国立劇場バレエ団)

入場料 無料

問い合わせ 加茂バレエ教室横山さん(☎52-5546)

◎毎週火曜日は文化会館の休館日です。

会場 新潟市産業振興センター
会期 (金)の午前10時～午後5時
内線131

新潟国際ビジネスメッセ 2008出展企業募集

市内企業が出展する場合、出展小間料補助制度を設けています。商工観光課商工振興係(☎52-5546)

に問い合わせください。

助成事業で整備した機器を活用し、地域のコミュニケーション活動の更なる活性化を図っていきます。コミュニケーション助成事業(助成事業費として受け入れる総合センターが自治宝くじの普及広報事業収入が財源。宝くじの普及広報を行つとともに、コミュニケーションの健全な発展を図ることを目的に様々なコミュニケーション活動を行います。

カラオケ大会一般部門では40人(組)を、加茂川ブルース・加茂川慕情全国大会部門では各10人程度を募集します。毎年行われる加茂川ブルース・加茂川慕情全国大会には、各地から極めてレベルの高い方が参加しております。

今大会にも、多数の皆様のご応募を、お待ちしております。

日時 10月13日(祝・月)正午開演

審査員 山岸之起先生

▼加茂川ブルース・加茂川慕情
全国大会部門 16歳以上の方
(加茂市以外の方でも可)
その他 加茂川ブルース・加茂川慕情のCDやテープは、商工観光課、文化会館等で発売しています。

問い合わせ 食品研究センター
会場 新潟県農業総合研究所
内容 米粉麺の製造実演&試食、工場
見学など。
日時 7月30日(水)午前10時～午後3時
会場 食品研究センター(新栄町)
内容 コメパンマンと遊ぼう、

受付期間 8月14日(木)まで
※電子申請は7日(木)まで
試験日 9月21日(日)
会場 警察官Aは新潟市。警察官Bは新潟市ほか。

問い合わせ 加茂警察署(☎52-5546)
本部ホームページ(<http://www.w.police.pref.niigata.jp/>)へ。

食品研究センター
ふれあい参観デー
入場無料



申し込み・問い合わせ 9月10日(水)までに文化会館(☎53-0842)へ。

警察官募集

(☎52-532338)へ。

(新潟市中央区鐘木)
出展料 1小間10万5千円(間口3m×奥行3m)

対象 新潟地域でのビジネス提案を希望する企業、県内の企業との提携を希望する企業など。
展示規模 180小間(予定)
締め切り 8月20日(水)

受験資格 警察官A:昭和53年4月2日以降生まれで大学を卒業した人または平成21年3月31日までに卒業見込みの人。
警察官B:昭和53年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人。ただし、大学を卒業した人または平成21年3月31日までに卒業見込みの人は除く。
受付期間 8月14日(木)まで
※電子申請は7日(木)まで
試験日 9月21日(日)
会場 警察官Aは新潟市。警察官Bは新潟市ほか。
問い合わせ 加茂警察署(☎52-5546)
本部ホームページ(<http://www.w.police.pref.niigata.jp/>)へ。

宮寄上地区では、コミュニケーション助成事業(自治宝くじの助成金)を利用し、宮寄上集落開発センターと岩野集会場にテレビ、エアコン、パソコン、コピー機を整備しました。

宮寄上地区では、コミュニケーション助成事業(自治宝くじの助成金)を利用し、宮寄上集落開発センターと岩野集会場にテレビ、エアコン、パソコン、コピー機を整備しました。

会場 三条商工会議所1階
三条市役所政策推進課(☎34-5511)

「2014年問題とこれからの新潟を考える」連続フォーラム 日時 7月22日(火)午後2時～5時
会場 三条商工会議所1階
三条市役所政策推進課(☎34-5511)

テレビについて
大切なお知らせ
2011年(平成23年)7月24日までに今までのテレビ放送(アナログ放送)は終了します。それ以降はアナログテレビをお使いの方は、そのままではテレビ放送(デジタル放送)を見る事ができなくなります。問い合わせ 総務省地デジコールセンター(☎0570-071-0101)



愛の血液助け合い運動

実施中

献血にご理解と継続的なご協力を

皆さんのが病気になったり、事故に遭ったときなどの治療に使われる輸血用血液は、すべて皆さんの善意の献血で得られた血液で貯められています。

長期保存のできない血液を一年を通じて安全供給するため、皆さんのご理解と継続的なご協力をお願ひいたします。県内では、献血バスが各市町村を巡回しているほか、3カ所の献血ルームで毎日受け付けを行っています。

■献血の安全性を確保するため、次の人は献血をご遠慮ください。

- ・昭和55年から平成8年までに、1日（1泊）以上、英国に滞在した人。※英國…イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド、マン島、チャネル諸島の総称
- ・この3日間に出血を伴う歯科治療（歯石除去を含む）を受けた人。
- ・女性の方で、現在、妊娠中、授乳中または6カ月以内に出産、流産した人。

7、8月の献血日程 【400ml・200ml献血】

日 時	会 場	受 付 時 間
7月27日（日）	リオン・ドール加茂店	午前10時～午後0時15分 午後1時30分～4時
28日（月）	市役所	午後1時～3時30分
8月29日（金）	県立加茂病院	午後2時～4時

成分献血は献血ルームへ（年中無休）

献血ルームでは、血漿成分のみを採血する成分献血も行っております。全血献血に比べて体への負担が軽く済むとともに、より多くの血漿成分を採血することができ、血液凝固因子製剤などの製造に役立てられます。

■献血ルーム

①献血ルームばんだい ゆとりろ

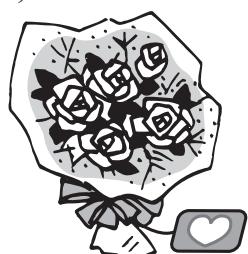
(新潟市中央区万代1 損保ジャパン・アクサ新潟ビル2階 ☎0120-869950)

②東堀献血ルーム (新潟市中央区東堀通7 東堀パーク600 2階 ☎0120-400389)

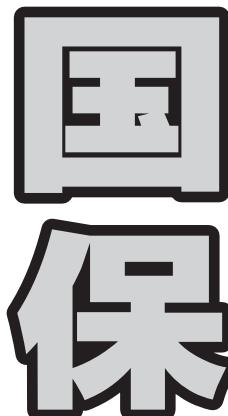
③長岡きたまち献血ルーム (長岡市喜多町1113 ☎0120-056339)

年中無休（大晦日・元旦は除く） 受付時間 午前10時～午後5時30分

※長岡きたまち献血ルームの受付時間は 午前9時30分～午後5時



大切にしよう みんなの国保



国民健康保険税として世帯主から納めいただくことになっており、次のように年齢別で税額が決められます。

40歳未満の人

医療分と後期高齢者支援分について次の計算方法の組み合わせによって決められます（介護分の負担なし）。

【医療分】

①所得割額→基礎控除後の所得金額の6・16%

②資産割額→固定資産税額の19・78%

③均等割額→被保険者1人につき年2万5千円

④平等割額→1世帯につき年1万9千円

【介護分】

①所得割額→基礎控除後の所得金額の2・45%

②均等割額→被保険者1人につき年1万3千420円

また、年度の途中で40歳になる人は、40歳の誕生日が属する月（1日が誕生日の場合はその前月）から介護分を合わせた国保税を納めます。

国民健康保険（国保）は、思わず病気やけがをしたときの負担が軽くて済むように、加入者が日ごろから収入に応じてお金（保険税）を出し合って備え、そこから医療費を支出する、お互いに助け合う制度です。医療保険の一つとして加茂市が運営しています。



国保には、職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）に加入している人とその扶養家族、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入している人や生活保護を受けている人などを除いて、すべての人が加入します。

新しい保険証
8月から空色に

この保険証が、8月1日に更新されます。新しい保険証（空色）は、今月下旬に世帯単位で郵送しますので大切に保管してください。

保険税の決まり方

【後期高齢者支援分】	
①所得割額→基礎控除後の所得金額の1・80%	40歳未満の人と同様の計算方法による医療分、後期高齢者支援分の額となります。
②資産割額→固定資産税額の7・80%	年度の途中で65歳になる人は、65歳になる月の前月（誕生日が1日の人はその前々月）まで介護分が計算されます。
③均等割額→被保険者1人につき年8千円	65歳になった月の分からは第一号被保険者の介護保険料を納めることになります。
④平等割額→1世帯につき年5千円	

保険税の納入

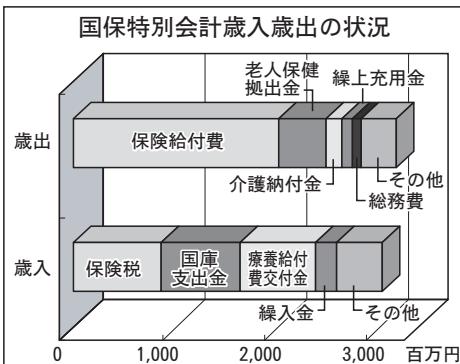
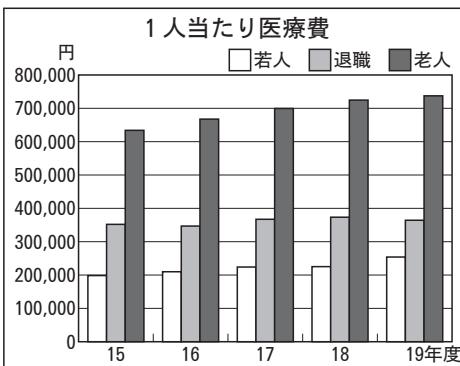
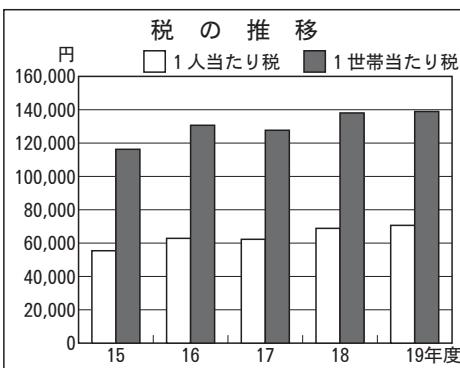
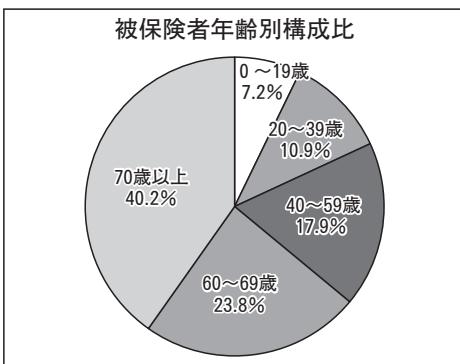
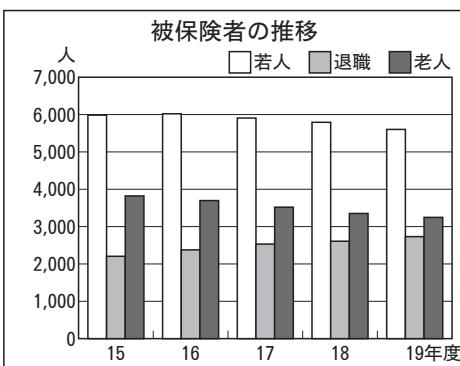
国民健康保険税は、世帯主が納税義務者となって納めます。今年度からは、通常7月から翌年3月までの9回で納めています。また、国民健康保険に加入している世帯主および世帯全員が65歳以上75歳未満の世帯は、年金からの天引きによる特別徴収によって納めていただくことになりました。

被保険者証（国民健康保険に加入している証明書です。そして、お医者さんにかかるときの受診券の役目も果たしていいる大切な1枚です。

古い保険証は破棄
古い保険証をそのまま持つては、あなたが国保に加入している証明書です。

国保に加入している40歳～64歳の人は医療保険分（医療分）と後期高齢者支援分、介護納付金分（介護分）を合わせた額を、

40歳～64歳の人（介護保険の第2号被保険者）40歳未満の人と同様の計算方法で医療分、後期高齢者支援分の額を算出し、それに介護分の額を合計した額になります。



国保の加入者は平成9年度以降増加の一途をたどっています。だが平成16年度をピークに減少に転じています。昨年度の年間平均被保険者数は全体で1万1千582人、前年度と比較して172人の減少です。内訳では老人が平成14年度以降毎年減少している反面、退職者は増加しています。

一方、若人は景気の回復等の影響からか年々減少傾向です。高齢化社会の進展とともに高齢者の加入割合は年々高くなっています。前年度の加入者の割合が40・2%になっています。

国保の加入者は平成9年度以降増加の一途をたどっています。だが平成16年度をピークに減少に転じています。昨年度の年間平均被保険者数は全体で1万1千582人、前年度と比較して172人の減少です。内訳では老人が平成14年度以降毎年減少している反面、退職者は増加しています。

60歳以上でみると64%と全体の6割以上となっています。高齢者の加入割合が高くなることは、医療費の増加や国保税の負担能力など国保の運営に大きな問題を投げかけています。1人ひとりが毎日の生活習慣を見直し、生活習慣病を予防するなど、日ごろから自分の健康に気をつけ、みんなの医療費を大切にしましょう。

特別会計5年連続赤字

平成19年度の加茂市の国保加入者1人当たりの年間国保税（医療分）は7万646円、1世帯当たり（医療分）は13万8千941円となりました。前年度に比べ1人当たりでは年間796円（2.6%）、1世帯当たり

1万3千162円（3.5%）の減少、老人が73万7千442円で、同1万2千657円（1.7%）増加し、全体では1万4千115円（3.5%）の増加でした。

国民健康保険特別会計の収支状況の支出では全体の96%、約30億4千万円が皆さんの医療費などの支出に当てられています。これらを貯めているのは皆さんが積み重なると、全体では大きな額となります。国保税は、納支払基金からの交付金や一般会計からの繰入金などです。

国保特別会計は、平成15年度より1回の手続きで納税できます。■納付は納期限内に「自分で納めなくても」とか「健康で医者にかかるないから」などと、一人ひとりの未納の額が積み重なると、全体では大きな額となります。国保税は、納期限までにきちんと納めるようご協力ください。

■便利な口座振替で口座振替は届け出が遅れると、さかのぼって国保税を納めなければなりません。例えば4月中に会社を辞めたり、加茂市に転入した場合など、7月になってから国保税の加入や転入届をした場合、国保税は加入資格を得た4月分から納めていただきます。

から赤字が続いている、19年度も1億3千700万円余りの赤字決算となる見込みです。

国保税は忘れず納入を

口座振替依頼書は市内の金融機関（郵便局を含む）と税務課、市民サービスセンターの窓口にあります。25日までの申し込みは翌月納期分から口座振替納税となります。

■納付はいつから国保税は市町村から転入してきたときや職場の健康保険などをやめたときなど、国保の加入資格を得た月の分から納めていただくことがあります。届け出をしたときになります。届け出をしたときからではありませんので、ご注意ください。

届け出が遅れると、さかのぼって国保税を納めなければなりません。例えば4月中に会社を辞めたり、加茂市に転入した場合など、7月になってから国保税の加入や転入届をした場合、国保税は加入資格を得た4月分から納めていただきます。

更新をお忘れなく

限度額適用認定証と 食事の減額認定証

国保に加入している人の医療費が高額になったときに、1つの医療機関の窓口での支払いが、限度額まで済むようになります。高額療養費の限度額は所得によって複数の区分があります。医療機関の窓口で、その区分に応じて限度額を適用するためには「限度額適用認定証」が必要です。70歳未満の人が入院するときは、あらかじめ健康課の窓口に申請して交付された認定証を提示することで、医療機関の窓口での負担が限度額までと

なります。なお、外来や複数の医療機関への支払い自分で自己負担限度額を超える場合は、今までどおり3割分を支払い、後から申請していただき支給することになります。

また、入院時の食事負担額は1食260円ですが、住民税非課税世帯で「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人は、

1食210円（90日を超える入院の場合は160円、70歳以上の人で所得が0円となる世帯の人は100円）に減額されます。今お持ちの「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までです。

既に認定証をお持ちの人で引き続き必要と思われる人や、新規の認定証（更新の場合）③長期入院該当者は、90日を超える入院を証明できるもの（領収書など）

対象者は必ず届け出を

会社などを退職して国保に入り、被用者年金（厚生年金や共済年金）を受けられる65歳未満の人とその被扶養者は「退職者医療制度」による医療を受けることになります。

この制度は、本人の自己負担と保険税のほか、職場の健康保険などが出し合う拠出金が財源です。退職者医療制度の対象者は必ず届け出をお願いします。

■対象者 次の条件のすべてに当てはまる人（退職被保険者本人）と、その被扶養者。

たに認定を受けようとする人は、健診課国民健康保険係で手続きをしてください。

70歳になる人には

兼高齢受給者証

①国民健康保険に加入している65歳未満の人。
②厚生年金保険や各種共済組合の年金制度から老齢（退職）年金を受けることができる人で、これらの制度の加入期間が20年以上もしくは40歳以後の加入期間が10年以上ある人（雇用保険受給者、若年停止者を除く）。

保険証には「兼高齢受給者証・一部負担金割合2割（平成21年長寿医療制度対象者は除く）」の

記載を維持している次の人がです。
①退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁でもよい）と3親等以内の親族、または配偶者の父母と子。

「3割」と表示されます。
高齢受給者となるのは70歳の誕生日の翌月（1日生まれの人は誕生日）からです。

現在69歳で平成21年7月1日までに新たに70歳になる人の保険証の有効期限は誕生日の月末（1日生まれの人は前月末）までです。それらの方々には、有効期限が切れる前に一部負担金の割合が記載された新しい保険証（兼高齢受給者証）をお届けします。

■退職者医療の対象者は65歳まで 平成21年7月31日に65歳になる退職者医療制度に該当している人と、その被扶養者の保険証の有効期限は誕生日の月末までです。

これは制度改正により退職者医療の対象者は65歳までとなつたためです。それらの人には、有効期限が切れる前に一般の保険証をお届けします。

■75歳からは長寿医療制度

平成21年7月31日までに75歳に達する人の保険証の有効期限は誕生日の前日までとなっています。75歳になると「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」に加入するためです。

75歳の誕生日が近くなると長寿医療制度の保険証が郵送されます。

高額療養費自己負担限度額（月額）

回数 所得区分	3回目まで	4回目 以降※
一般世帯	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%	44,400円
上位所得世帯	150,000円+（総医療費-500,000円）×1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※過去12カ月間に、1つの世帯で支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

入院時の食事代の標準負担額（1食当たり）

一般加入者（下記以外の人）	260円
住民税非課税世帯	90日までの入院
低所得Ⅱ (70歳以上)	90日超の入院（過去12カ月の入院日数）
低所得Ⅰ（70歳以上）	100円

※住民税非課税世帯（低所得Ⅰ、Ⅱ）の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。健康課の窓口にお申し出ください。

■退職者医療の対象者は65歳まで 平成21年7月31日に65歳になる退職者医療制度に該当している人と、その被扶養者の保険証の有効期限は誕生日の月末までです。

これは制度改正により退職者医療の対象者は65歳までとなつたためです。それらの人には、有効期限が切れる前に一般の保険証をお届けします。

■75歳からは長寿医療制度 平成21年7月31日までに75歳に達する人の保険証の有効期限は誕生日の前日までとなっています。75歳になると「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」に加入するためです。

長寿医療制度

(後期高齢者医療制度)のお知らせ



保険証8月からは桃色

長寿医療制度の保険証が8月1日に更新されます。

新しい保険証(桃色)は、今月下旬に郵送しますので、大切に保管してください。

8月になつても保険証が届かなかつたり、保険証の記載事項に誤りがあったときは健康課までご連絡ください。

自己負担割合の判定

毎年、前年の所得状況により8月1日からの自己負担割合を判定します。

新しい保険証に記載される自己負担割合は平成19年中の所得状況に基づいて判定します。

また、これまで同一世帯に属する70歳以上の所得状況により自己負担割合を判定していま

したが、8月からの自己負担割合の判定は、同一世帯に属する長寿医療制度加入者の所得状況により判定を行います。

保険料額の確定通知書

平成20年度の長寿医療制度の年間保険料額を確定し、7月中旬に個別に保険料額決定通知書を

平成20年度の後期高齢者医療保険料額

年間保険料額は

所得割額+均等割額です

※賦課限度額は50万円です。

◆所得割額

(平成19年中の所得 - 基礎控除33万円) × 7.15%

◆均等割額 1人当たり 35, 300円

お送りします。
保険料の算定方法は、左のとおりです。

お送りします。
保険料の算定方法は、左のとおりです。

保険料の軽減制度

加入者と世帯主の平成19年の合計所得が一定基準以下の人には、均等割額の7、5、2割が軽減されます(申請は不要)。

制度加入前日において、会社の健康保険などの被用者保険(加茂市の国保・国保組合を除く健康保険)の被扶養者であった人は、平成20年度の年間の保険料が千700円に軽減されます(申請は不要)。

※被保険者の被扶養者認定作業の遅れのため、本来は軽減される人が保険料通知で軽減されない場合があります。

軽減の対象となる人は保険料

保険料の納付方法

年金から納める「特別徴収」と納付書または口座振替で納める「普通徴収」があります。

納付方法は原則として年金から納めています。

7月中旬に送付される保険料額決定通知書に納付書が同封されている人は「普通徴収」です。

長寿医療制度については健康課国民健康保険係(内線163)ま

たは新潟県後期高齢者医療広域連合(025-285-3221、<http://www.niigata-kouiki.jp/>)へ問い合わせください。

交通事故に遭ったら届け出を



不十分であつたり、遅れたりする場合には、国民健康保険で治療を受けることができます。

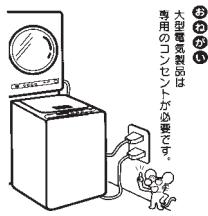
この場合、医療費を国保が一時的に立て替えますが、あとから国保が加害者に請求する形になります。国保を使い診療を受けるときは、「第三者行為による被害届」を健康課国民健康保険係に提出してください。

交通事故など、第三者(加害者)から受けた傷害による医療費は、原則として加害者が負担すべきものです。

しかし、その負担(弁償)が△示談をする前に健康課国民健康保険係へ相談する(加害者から治療費を受け取ったり、示談△免許証、車検証、保険証などを相手を確認する。

△自動車のナンバーを控える。
△事故に遭ったときの心得》
◇軽いけがだとしても、必ず警察へ届ける。

◇交通事故証明書を取り寄せる。
◇国民健康保険証と印鑑を持参する。



暮らしのかレンダー

7月・8月

保健・衛生事業の日程は、健康カレンダーをご覧ください。

7月 22 (火) 先勝	<ul style="list-style-type: none"> 失業給付における求職活動認定 商工観光課窓口 9:00~11:00 七谷、中央、上条、下条、須田コミセン休館日 温水プール休館日 	31 (木) 仏滅	
23 (水) 友引	<ul style="list-style-type: none"> 行政相談 市役所相談室1 9:00~11:30 心配ごと相談 市役所相談室4 9:00~16:00 	8月 1 (金) 先勝	<ul style="list-style-type: none"> 老人団碁道場 ゆきつばき荘 9:30~16:30
24 (木) 先負	<ul style="list-style-type: none"> 読もう、語ろうイギリス文学 市立図書館 10:00~12:00 	2 (土) 友引	<ul style="list-style-type: none"> 総体 登山 (~3日) 常念岳・蝶ヶ岳(長野県) 5:30から 心配ごと相談 上町コミセン 9:00~12:00 映画鑑賞会(一般)「原爆の子」 市立図書館 14:00から 古典文学の集い 市立図書館 14:00から 民俗資料館休館日
25 (金) 仏滅	<ul style="list-style-type: none"> 老人団碁道場 ゆきつばき荘 9:30~16:30 	3 (日) 先負	<p>④休日当番医 中村医院 ☎ 52-0095 9:00~17:00</p> <ul style="list-style-type: none"> 総体 野球(一般の部、少年の部) 七谷野球場ほか 8:00から 水泳 市民プール 8:30から 民俗資料館休館日
26 (土) 大安	<ul style="list-style-type: none"> 子ども映画鑑賞会「タイコンデロングのいる海」ほか 市立図書館 14:00から 	4 (月) 仏滅	<ul style="list-style-type: none"> 民俗資料館休館日 七谷、中央、上条、下条、須田コミセン休館日
27 (日) 赤口	<p>④休日当番医 わたなべ医院 ☎ 53-3850 9:00~17:00</p> <ul style="list-style-type: none"> 下条川ダムへら鮎釣り大会 自然学習館前 5:00から 総体 硬式テニス(ダブルス) 庭球場 8:00から 献血(400ml、200ml) リオン・ドール加茂店 10:00~12:15、13:30~16:00 	5 (火) 大安	<ul style="list-style-type: none"> 失業給付における求職活動認定 商工観光課窓口 9:00~11:00 老人将棋道場 ゆきつばき荘 9:30~16:30 温水プール休館日
28 (月) 先勝	<ul style="list-style-type: none"> 献血(400ml、200ml) 市役所 13:00~15:30 民俗資料館休館日 公民館・市民体育館休館日 七谷、中央、上条、下条、須田コミセン休館日 	6 (水) 赤口	<ul style="list-style-type: none"> 心配ごと相談 市役所相談室4 9:00~16:00 読書会 市立図書館 13:30から
29 (火) 友引	<ul style="list-style-type: none"> 失業給付における求職活動認定 商工観光課窓口 9:00~11:00 老人将棋道場 ゆきつばき荘 9:30~16:30 温水プール休館日 	7 (木) 先勝	
30 (水) 先負	<ul style="list-style-type: none"> 心配ごと相談 市役所相談室4 9:00~16:00 法律相談(社会福祉協議会☎52-6667へ予約) 市役所相談室3 13:00~16:00 	8 (金) 友引	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センター入会説明会 ゆきつばき荘 9:30から 老人団碁道場 ゆきつばき荘 9:30~16:30

人口のうごき 7月1日現在	
世帯	10,069 (+ 3)
人口	31,492 (- 26)
男	15,220 (- 22)
女	16,272 (- 4)
()内は前月比	
(6月異動分)	
出生	14 (男 3 女 11)
死亡	23 (男 17 女 6)
転出	43 転入 26

問い合わせ窓口		届け出の時期と場所
☎ 内線	174	事務所児童障害係へ。※
福祉事務所児童障	へ。	8月11日までに福祉
害係	22日	月(金)は市役所1日
問合せ	18日	月(金)までに福祉
相談室	2日	事務所児童障害係へ。
電話	174	届け出の該当者には8月上旬に通知書を郵送します。

通知書
持ってくるもの 手当証書、印鑑と必要に応じ指定された書類、

現状届出する手当を受けられるかどうかを審査するためのものです。届け出をしないこと、手当の支払いが差し止められことがあります。

児童扶養手当の現況届 特別児童扶養手当の所得状況届